

議員提出議案第 4 号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月19日提出

提出者 熊本県議会議員

鎌田聰
城下広介

岩田智子

熊本県議会議長 池田和貴様

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

結婚するときに夫婦の名字を同じにするかどうか、選べるようにする「選択的夫婦別姓」の導入について、認めてよいと考える人が増えている。

選択的夫婦別姓制度の導入に向けた法改正に賛成する人は、1996年は33%であったが、2017年には43%に増加している(2017年内閣府実施の世論調査)。

また、60歳未満の成人を対象にした最近の民間の調査では、7割の人が選択的夫婦別姓に賛成であった。

このように、社会の考え方や価値観が確実に変化している。

政府答弁によると、法律で夫婦同姓を義務付けている国は日本だけであるにもかかわらず、1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法改正を答申してから25年が経過しているが、いまだ法改正の見通しが立っていない。

最高裁判所は2015年12月、夫婦同姓規定を合憲とする一方で、「夫婦同氏制の下においては、婚姻によって氏を改める者にとって、アイデンティティーの喪失感を抱いたりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できず、妻となる女性が不利益を受ける場合が多い状況が生じているものと推認できる」と、婚姻に伴う改姓が一定の不利益を生じる可能性を認め、「制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」とし、夫婦別姓を導入することは否定しなかった。

家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくない。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や結婚を諦めるなど、不利益を被る人が一定数いることも事実である。選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することは、国の責務である。

よって、国におかれでは、選択的夫婦別姓制度の法制化を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 池田和貴

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
法務大臣	上川陽子様
内閣官房長官	加藤勝信様
内閣府特命担当大臣	丸川珠代様

(男女共同参画)